監　督　処　分　情　報

１　処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ハシノ工業
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市
許可番号	兵庫県知事（般－４）第112773号
許可を受けている建設業の種類	土、と、し、水

２　処分に関する事項

処分年月日	令和８年10月19日
根拠法令	建設業法第28条第１項（同条同項第３号該当）

処分の内容

建設業法第28条第１項の規定に基づく指示処分

処分の原因となった事実

有限会社ハシノ工業は、建設業の業務に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により、令和７年５月９日に送検され、枚方簡易裁判所から法人に罰金20万円、代表個人に罰金50万円の判決を受け、令和８年２月10日にその刑が確定している。

このことは建設業法第28条第１項第３号に該当する。